

都市計画マスタープラン・立地適正化計画の策定（改定）について

1. 各計画の趣旨及び策定（改定）の目的

（1）都市計画マスタープラン

（趣旨）

- 都市計画法第 18 条の 2 において市町村が定めるものとされている、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、本町の目指すべき都市像を明らかにした上で、実現に向けたまちづくりの方向を定めるものです。
- 都市計画マスタープランは、都市計画区域マスタープラン及び町の総合計画に即したものである必要があるとともに、町が定める都市計画は、この都市計画マスタープランに即して定められる必要があります。

（目的）

- 平成 27 年に定められた現行の都市計画マスタープランの目標年次が、令和 7 年とされていることから、その後継となる新たなマスタープランの策定を行うものです。

（2）立地適正化計画

（趣旨）

- 都市再生特別措置法第 81 条において、市町村が定めることができるとされている、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画です。この計画は、都市計画法第 18 条の 2 における「市町村の都市計画に関する基本的な方針」とみなされ、都市計画法と一体的に機能させるべきものとして、平成 26 年から新たに創設されたものです。
- 公共施設のみではなく住宅や医療・福祉・商業等の民間の施設も対象としてその誘導を図るための制度であり、いわゆる「コンパクトシティ」を推進するものです。
- 「できる」規定であるものの、人口減少やそれに伴う中心市街地のスポンジ化の進行、災害の激甚化等を踏まえ、近年、国では計画策定を補助事業における要件とするなど、自治体に対して策定を強く推進しています。

（目的）

- 精華町は全体として引き続き発展が見込まれる町ではありますが、今後高齢化が進む地域もあり、持続可能な街づくりに向けた検討が必要です。また、東部地域が木津川の浸水想定区域になっていることから、災害を想定した街づくりも必要です。その他、国としても強く政策推進されている中、街づくりにおける財源確保の可能性を担保する意味でも計画が必要になっています。
- この度、精華町第 6 次総合計画において、「都市軸と各拠点に都市機能を集約させたコンパクトな都市構造をめざす」ことが明確に示され、また、今回の都市計画マ

マスタープラン改定時期を迎え、併せて調査・検討を行うことで、効率的かつ総合的に計画を策定できることから、このタイミングで新たに策定を行うものです。

- ついては、策定にあたっては、今後の人口予測や災害の激甚化等も踏まえ、将来に渡って維持すべき市街地について、調査・検討を行うとともに、第6次総合計画の実現に向けた検討も併せて行うこととします。

2. 本審議会における両計画の取り扱いについて

(1) 都市計画マスタープラン

市町村が行う都市計画の決定に関しては、市町村都市計画審議会の議を経る必要があることが都市計画法で規定されていますが、都市計画マスタープランについては、都市計画を策定する際の青写真を示すものであり、権利制限を課すものではないことから、法律上、都市計画審議会での議決事項とはされていません。

他方、国は「都市計画運用指針」において、都市計画マスタープランの案の作成においても、市町村都市計画審議会から意見を求めていくことが望ましい旨を記載しています。

このことから、本町においては、都市計画マスタープラン策定の過程において、本審議会への報告と意見の聴取を複数回行いながら、案の作成に取り組んでいくこととします。

(2) 立地適正化計画

立地適正化計画の策定についても、法律上の議決事項とはされていませんが、都市再生特別措置法第81条第22項において、市町村都市計画審議会の意見を聴くこととされています。

については、立地適正化計画についても、都市計画マスタープランと同様に、本審議会への報告と意見の聴取を複数回行いながら、案の作成に取り組んでいくこととします。

3. 今後のスケジュール

別紙スケジュールのとおり。